ACSES ニュースレター_２４４７号（2023 年 1 月 26 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（24 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇【山口県】安全確認へ 30 日間操業停止　日本ゼオンが決断　煙突から「すすのようなもの」飛散<新聞報道>
◇市販の子供用せき止めシロップで３００人以上死亡…インドネシアなど３か国、有毒物質混入で<新聞報道>
◇火事の危険性…ガソリン混入の灯油を販売か　タンクローリーから地下タンクに移す際に混入した可能性　販売店が回収呼びかけ<放送報道>
◇その他の事故、事件
・食中毒事件一覧速報　令和４年（2022 年）食中毒発生事例（速報）<厚生労働省>
・消費生活用製品の重大製品事故:石油ストーブ(開放式)で火災等<消費者庁>
◇事故、事件の続報
・ノザワの検査でも肥料「マインマグ」2 製品からアスベスト検出か　回収方法「検討中」と繰り返す<Web 報道>
・高校・大学に犯罪予告相次ぐ　３００校以上、臨時休校も―文科省<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「松屋」の工場で廃油の槽に落ち男性が窒息死した事故　会社と責任者を書類送検<放送報道>
・農産物検査法に基づく登録検査機関の改善命令及び業務停止命令について<農林水産省>
・レオパレスに立ち入り検査　家電不適切処理で環境省<Web 報道>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３２５報）<厚生労働省>
・東電旧経営陣に無罪判決で上告　強制起訴、指定弁護士側<Web報道>
[原子力施設全般]
・原発延長法案、２月下旬に国会提出　再エネ促進、送電網に資金支援も―政府<Web報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇マスコミ報道
[3] 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について
～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 91 号（令和４年５月 31 日公布））等の内容～<厚生労働省>
[4] MOCA の製造・取扱業務を健康管理手帳の交付対象に追加しました<厚生労働省>
[5] 石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について(令和５年１月 12 日基発 0112 第２号)<厚生労働省>
[6] 環境関連法改正情報
◇環境関連法改正情報（2022 年 12 月分）を更新しました<産業環境管理協会>
[7] 令和３年度公共用水域水質測定結果及び地下水質測定結果
◇13 都府県 81 地点で目標値超　有機フッ素化合物、環境省<Web 報道>
◇令和３年度公共用水域水質測定結果及び地下水質測定結果について<環境省>
[8] 農薬
◇農薬「ピジフルメトフェン」に係る食品健康影響評価を公表しました<内閣府食品安全委員会>
◇農薬「ピリベンカルブ」に係る食品健康影響評価を公表しました<内閣府食品安全委員会>
[9] 食品安全衛生関係
◇輸入食品に対する検査命令の実施（タイ産アカワケギ（アカシャロット）、その加工品）<厚生労働省>

大犬の陰嚢（オオイヌノフグリ）

◇コーデックス主要議題〈厚生労働省・農林水産省・内閣府消費者庁〉
◇食品安全情報（化学物質） No.02 (2023)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
[10] 廃棄物関係
◇使い捨てプラ禁止に日本は消極的　国際意識調査で最低〈Web 報道〉
[11] 温暖化対策関係
◇令和３年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等（一部追加・更新）の公表について〈環境省〉
[12] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　５件　　［公募結果、意見募集結果］　４件
[13] その他省庁発表　　１件
[14] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　14 件　　［開催記録、報告、資料等］　２件
[15] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：６件　　◇その他：４件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇【山口県】安全確認へ 30 日間操業停止　日本ゼオンが決断　煙突から「すすのようなもの」飛散
＜日刊新周南　2023 年 1 月 24 日＞
https://www.shinshunan.co.jp/news/economy/shunan/202301/023197.html

日本ゼオン㈱（田中公章社長）は 20 日、山口県周南市那智町にある徳山工場（渋谷智啓工場長）で、ボイラー関連設備の不具合がわかったため、操業を一時停止すると発表した。停止期間は 30 日ていどを見込む。同工場では 1 月初めから、仮設煙突からすすのようなものが飛散して同工場や隣接する別の会社の工場内の車などに付着するトラブルがあり、この原因を究明して防止策をとるため今回の操業停止を決めた。

同工場は合成ゴムなどを生産している工場で、周南コンビナートの中にある。発電・蒸気製造設備の以前から使用していた高さ 112 メートルの煙突が老朽化していることから、補修工事に着手しているが、今回のトラブルはこの煙突に沿うように設置した仮設煙突で発生した。

年明けから、煙突からすすかさびのようなものが出ていることが確認できたため、15 日に操業を停止した。19 日に市に報告し、20 日付で同社のホームページに「徳山工場操業一時停止のお知らせ」を掲載した。

すすのようなものは毒劇物ではないと見られているが、現在、調査している。飛散の範囲も 23 日現在、同工場と隣接する工場に限られ、住宅などへの被害は確認されていない。操業停止は同工場全体に及ぶが、同社では「安全を確認し、被害を最小限にしたい」と話している。

◇市販の子供用せき止めシロップで３００人以上死亡…インドネシアなど３か国、有毒物質混入で
＜読売新聞　2023 年 1 月 24 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/world/20230124-OYT1T50084/

世界保健機関（WHO）は２３日、市販の子供用せき止めシロップに混入した有毒物質により、インドネシアなど３か国でこれまでに３００人以上が死亡したと発表した。インドとインドネシアの製薬会社計６社が製造したシロップから有害物質が見つかっており、WHOは昨年１０月以降、当該の製品を速やかに除去するよう警告していた。

WHOによると、シロップから工業用の溶剤や不凍液として使われる「ジエチレングリコール」などが高濃度で見つかった。少なくとも東南・中央アジアやアフリカの７か国で混入が判明し、このうちインドネシアやガン

ビア、ウズベキスタンの３か国でシロップを摂取した３００人以上の死亡が確認された。
　品質基準などを満たしていない規格外製品が原因とみられる。WHOは各国当局に対し、市場や供給網の監視強化を求めている。

◇火事の危険性…ガソリン混入の灯油を販売か　タンクローリーから地下タンクに移す際に混入した可能性　販売店が回収呼びかけ
＜長野放送　2023年1月24日＞　https://www.nbs-tv.co.jp/news/articles/?cid=12796
長野県茅野市のガソリンスタンドで22日に販売された灯油の中にレギュラーガソリンが混入している可能性があるとして、販売店が回収を呼びかけています。
回収を呼び掛けているのは、イオンタウン茅野にあるガソリンスタンド「ペトラス茅野店」です。
おととい22日午後2時から3時半までの間に販売した灯油の中にレギュラーガソリンが混入している可能性があり、そのまま使用すると火災につながる危険性があるとしています。
24日午後1時時点で購入した17人のうち11人と連絡が取れていないということです。
灯油をタンクローリーから地下タンクに移す際、何らかの原因でガソリンが混入したとみられ、22日の発覚以降、燃料の販売を中止しています。
購入した人は「灯油の使用を止め、店舗に連絡をしてほしい」としています。
連絡先：ペトラス茅野店　0266－82－5531

◇その他の事故、事件
・食中毒事件一覧速報　令和4年（2022年）食中毒発生事例（速報）
＜厚生労働省　2023年1月13日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/04.html
病因物質が化学物質とされた食中毒の事例2件が含まれる。

・消費生活用製品の重大製品事故:石油ストーブ(開放式)で火災等
＜消費者庁　2023年1月24日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031935/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_230124_01.pdf
１．ガス機器・石油機器に関する事故　：１件
（うち石油ストーブ（開放式）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：該当案件なし
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件
（うちポータブル液晶テレビ１件、電気カーペット１件、エアコン（室外機）１件、ウォーターベッド１件、ノートパソコン１件）

◇事故、事件の続報
・ノザワの検査でも肥料「マインマグ」2製品から**アスベスト検出**か　回収方法「検討中」と繰り返す
＜ASA PRESS　2023年1月25日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/87a433c7cf898d69466056a1e7eabaed90a7a7a1?page=1
大手建材メーカー・ノザワ（神戸市）は全国販売しているミネラル肥料「マインマグ」のうち2製品について、改めて実施した検査でアスベスト（石綿）を検出したと事実上認めた。
◆同社の定性分析でも石綿検出か
マインマグは「蛇紋岩を原料とするミネラル肥料」。だが、その原料は石綿採掘後の廃棄物「鉱さい」で石綿の1つ、クリソタイル（白石綿）を含む。それを「焼成」という熱処理により「無害化」した製品とされる。無害化処理が不十分な場合、製品に石綿が含有されてしまう。
同社は1月12日、2022年3月から4月に製造販売した「マインマグC」および「マインマグmini」の「一部」に法令の基準を超える石綿を含む「おそれが高い」と発表し、関連8製品すべての使用中止を求めた（翌13日発

表で計 14 製品に訂正)。過去の同社および第三者機関の検査で石綿が検出されたことはないとしつつ、改めて各製品を第三者機関で検査中とした。
だが、発表では検査結果について言及はなく、なぜマインマグ C とマインマグ mini の 2 製品に法令の基準を超える石綿が含まれる「おそれが高い」と判断したのか説明していない。
もともと筆者は同社オンラインショップで 2022 年 3 月 24 日に購入した上記 2 製品について独自に 3 社で国際標準の「JISA1481-1」で定性分析し、いずれも白石綿を「0.1%超含有」との分析結果を得ていた。うち 1 社で同じく国際標準の「JISA1481-4」で定量分析したところ、0.8%含有と判明。労働安全衛生法（安衛法）の基準である重量の 0.1%を超えるため法違反の可能性があると 1 月 4 日に報じた。
筆者が同社に対して基準超の石綿含有との分析結果を伝えたのは 12 月 26 日で使用中止の発表まで 2 週間以上ある。石綿の定性分析の納期は約 1 週間で、急ぎで頼めば数日で可能であり、間違いなく同社は再度分析したはずだ。
事実関係を確認したところ 1 月 20 日、同社リスク対策部法務室は筆者の報道後「改めて検査を行った」結果、2022 年 3 月から 4 月ごろに製造販売したマインマグ C とマインマグ mini の「一部」に基準超の石綿含有の「おそれが高いことが判明」したと認めた。石綿の有無を調べる定性分析で少なくとも一部に石綿含有が確認されたのだとみられる。そのほか分析の詳細は明確な回答がなかった。定量分析で基準超かまではまだ分析結果が出ていないのかもしれない。再度確認したが同 24 日、「第三者機関において検査中」（同）というのみだ。
◆自主回収はどうなる？
また 1 月 12 日の発表で「マインマグ製品の回収の具体的な方法等」について「検討中」と記載。自主回収の方針で方法などは検討中と読み取れるが、同社マインケミカル事業部は「回収は決定事項ではない」と説明。こうした経緯を示しつつ、自主回収の方針か否か再確認したところ、リスク対策部法務室は「マインマグ製品の回収の具体的な方法等につきましては、現在検討中です」と発表時と同じ回答を繰り返した。
同じ蛇紋岩を原料とする混和材「パネック」や過去に販売していた建材についても使用停止を発表すべきではないかと指摘したが、「ご意見として承ります」（同）との見解だった。
なお、同社は筆者が石綿含有を伝えた 2022 年 12 月 26 日からマインマグ製品の販売を停止しているという。

・高校・大学に犯罪予告相次ぐ　３００校以上、臨時休校も―文科省
＜時事ドットコム　2023 年 1 月 24 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023012400842&g=soc
　全国の高校や大学などにファクスでの犯罪予告が相次いだことが２４日、文部科学省や各地の県教委などへの取材で分かった。全国３００校以上の高校・大学に届いており、一部で臨時休校としたほか、警察に相談した学校もあった。
　文科省などによると、２３日に新潟県や山梨県の大学など計１２校に爆破予告が送られたほか、２４日未明には埼玉県と大分県の高校など計１３８校に殺害予告があった。
　大学には「爆弾を３３０個以上仕掛けた。きょうの１５時までに３０万円支払え」と書かれたファクスが届いた。高校へのファクスには「本日１３時３４分までに３００万円振り込め」「応じなければ改造銃や火炎瓶で生徒や教員を殺す」と書かれていた。
　爆破予告があった新潟県の三条市立大は２３日の授業を中断して休講とした。埼玉県教委は２４日、殺害予告が届いた中の１３６校を臨時休校とした。
　また、神奈川県教委などによると、同県内でも２４日、県立や私立の高校計１６０校以上に殺害予告が届いたが、県立高は安全を確認した上で通常通り授業を行った。県教委は注意喚起のメールを送るなどの対応を取った。
　文科省などによると、どのファクスも特定の弁護士の名前が使われ、独特のフォントで書かれている共通点があった。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***
・「松屋」の工場で廃油の槽に落ち男性が窒息死した事故　会社と責任者を書類送検
＜TBS NEWS DIG　2023 年 1 月 24 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/291915
去年 1 月、大手牛丼チェーン「松屋」の埼玉県にある工場で清掃作業中だった男性が貯水槽に落下し、死亡した

事故について、労働基準監督署は23日、会社と工場の責任者をさいたま地検に書類送検しました。
川越労働基準監督署によりますと、去年1月21日、嵐山町の松屋フーズ嵐山工場内で食品を加工する際に出る汚水をためる貯水槽の上で清掃をしていた当時32歳の男性が転落して死亡しました。貯水槽の汚水には油脂も混ざっていて、窒息により死亡したということです。
このため、労働基準監督署は「松屋フーズ」と工場の現場責任者（40代）を転落防止のための措置を怠ったとして、労働安全衛生法違反の疑いで書類送検しました。
転落することによって、窒息ややけどなどのおそれがある場所には転落防止のため、高さ75センチ以上の柵などを設ける必要がありますが、この工場ではそうした措置はとられていなかったということです。

・農産物検査法に基づく登録検査機関の改善命令及び業務停止命令について
＜農林水産省　2023年1月24日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/230124.html
---

・レオパレスに立ち入り検査　家電不適切処理で環境省
＜共同通信　2023年1月23日＞　https://www.47news.jp/news/8846518.html
　エアコン、テレビなどの廃棄家電を不適切に処理した疑いがあるとして、環境省などが賃貸アパート大手レオパレス21に立ち入り検査を実施していたことが23日、同省への取材で分かった。処理の実態を調べた上で、是正を勧告するかどうか検討する。
　検査は昨年9月1日、環境省と経済産業省の職員が家電リサイクル法に基づいて実施。レオパレスは共同通信の取材に「環境省に関わることなので回答を控える」とのコメントを出した。
　レオパレスは家具家電付きの賃貸物件を1カ月から借りられる「マンスリー契約」事業を展開。オーナーに物件で使う家電製品を提供していた。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３２５報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2023年1月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30292.html
１　自治体の検査結果
札幌市、宮城県、仙台市、栃木県、群馬県、千葉県、文京区、横浜市、長野県、京都市、大阪市
　　※ 基準値超過　4件
　No.166　宮城県　イノシシ肉　(Cs：130Bq/Kg)
　No.167　宮城県　イノシシ肉　(Cs：170Bq/Kg)
　No.170　宮城県　イノシシ肉　(Cs：450Bq/Kg)
　No.172　宮城県　イノシシ肉　(Cs：280Bq/Kg)
２　国立医薬品食品衛生研究所における検査
　　※ 基準値超過　なし

・東電旧経営陣に無罪判決で上告　強制起訴、指定弁護士側
＜共同通信　2023年1月24日＞　https://www.47news.jp/news/8849228.html
　東京電力福島第1原発事故を巡り、東電の勝俣恒久元会長（82）ら旧経営陣3人が業務上過失致死傷罪で強制起訴された裁判で、検察官役の指定弁護士側は24日、一審に続き全員を無罪とした18日の二審東京高裁判決を不服として上告した。
　他の2人は原子力部門のトップを務めていた武黒一郎元副社長(76)と、ナンバー2だった武藤栄元副社長(72)。二審判決は3人について「10メートルを超える津波が襲来する予見可能性はなかった」と指摘。事故回避のため、事前に原発の運転を停止すべき注意義務は認められないとした一審判断を支持した。

[原子力施設全般]

・原発延長法案、２月下旬に国会提出　再エネ促進、送電網に資金支援も―政府
＜時事ドットコム　2023 年１月 24 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023012400959&g=soc
　政府は２４日、電力の安定供給と脱炭素社会化の両立を目指す「ＧＸ脱炭素電源法案」の概要をまとめた。既存原発の「６０年超」の運転を可能とし、再生可能エネルギーによる電力を大都市圏に融通する送電網整備への資金支援策を盛り込んだ。２月下旬に通常国会に提出する。
　政府は２４日、電力の安定供給と脱炭素社会化の両立を目指す「ＧＸ脱炭素電源法案」の概要をまとめた。既存原発の「６０年超」の運転を可能とし、再生可能エネルギーによる電力を大都市圏に融通する送電網整備への資金支援策を盛り込んだ。２月下旬に通常国会に提出する。
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年１月25日版）
＜厚生労働省　2023年1月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30471.html
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2023 年１月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30473.html
---
[対策・予防]
◇新型コロナ５類移行時期、月内にも決定へ
＜共同通信　2023 年１月 23 日＞　https://www.47news.jp/news/8846629.html
　新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け「5 類」引き下げを巡り、厚生労働省の感染症部会は 23 日、見直しが必要な措置などを議論した。政府関係者によると、議論を踏まえ、政府は月内にも具体的な引き下げの時期などを決める方針。
****
[3] 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について
～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 91 号（令和４年５月 31 日公布））等の内容～
＜厚生労働省　2023 年１月 17 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html
新たな規制の概要
　厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。
　化学物質による休業４日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。
　※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

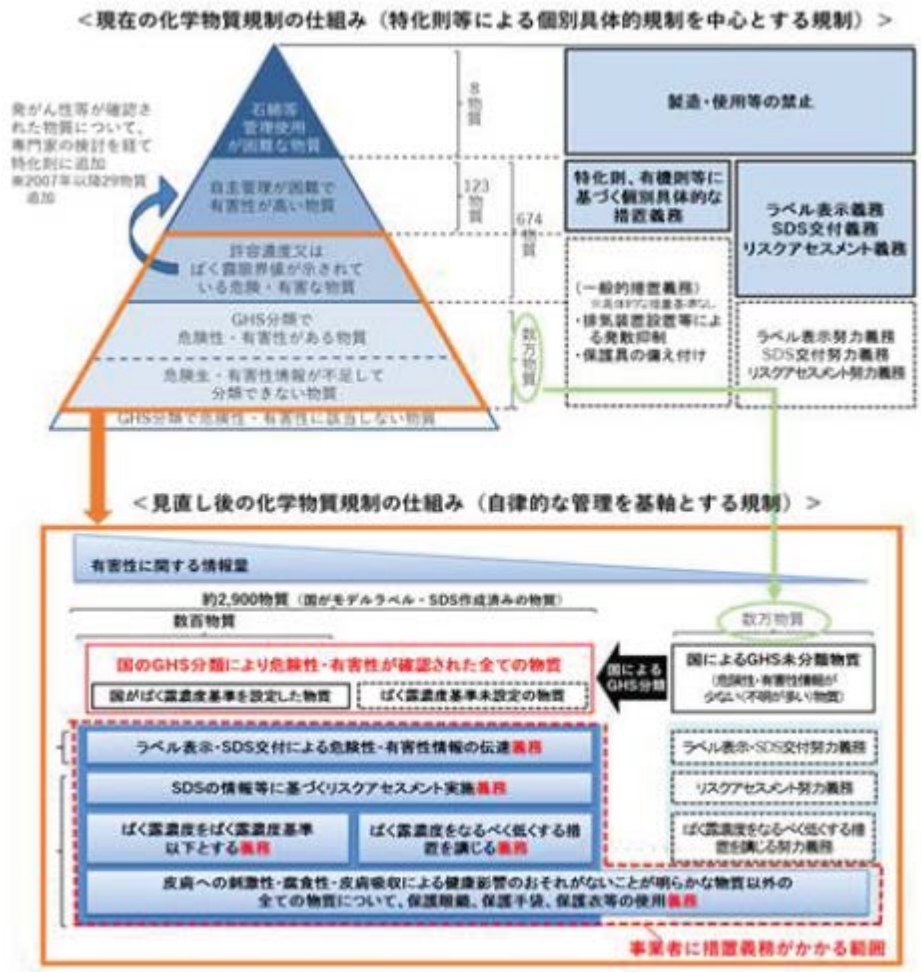

本改正の主なポイント

１．労働安全衛生規則関係

（１）リスクアセスメントが義務付けられている化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）の製造、取扱い又は譲渡提供を行う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を担当させる等の事業場における化学物質に関する管理体制の強化

（２）化学物質のＳＤＳ（安全データシート）等による情報伝達について、通知事項である「人体に及ぼす作用」の内容の定期的な確認・見直しや、通知事項の拡充等による化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

（３）事業者が自ら選択して講ずるばく露措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること（加えて、一部物質については厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること）や、皮膚又は眼に障害を与える化学物質を取り扱う際に労働者に適切な保護具を使用させること等の化学物質の自律的な管理体制の整備

（４）衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける等の化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化

（５）雇入れ時等の教育について、特定の業種で一部免除が認められていた教育項目について、全業種での実施を義務とする（教育の対象業種の拡大／教育の拡充）を全業種に拡大

２．有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則関係

（１）化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外

（２）作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する作業環境の改善措置の強化

（３）作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合における有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特

定化学物質（特別管理物質等を除く。）に関する特殊健康診断の実施頻度の緩和

３．施行日

公布日（一部令和５年４月１日又は令和６年４月１日施行）

本改正の概要

・労働安全衛生法の新たな化学物質規制

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987253.pdf

関係法令

改正政令及び改正省令（令和４年２月 24 日公布）

・「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（令和４年政令第 51 号）改め文

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000945412.pdf

・「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（令和４年政令第 51 号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000945413.pdf

・「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 25 号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000945414.pdf

改正省令（令和４年５月 31 日公布）

・「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」（令和４年厚生労働省令第 91 号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000946000.pdf

告示

・ 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する告示（令和４年厚生労働省告示第 190 号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000945415.pdf

・労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和４年厚生労働省告示第 274 号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987093.pdf

・粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和４年厚生労働省告示第 275 号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987095.pdf

・労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和４年厚生労働省告示第 276 号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987097.pdf

・「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」（令和４年厚生労働省告示第 341 号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001018471.pdf

・労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和４年厚生労働省告示第 371 号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001030128.pdf

関係通達等

改正政省令の施行通達

・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和４年２月 24 日付け基発 0224 第１号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987101.pdf

改正省令等の施行通達

・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和４年５月 31 日付け基発 0531 第９号）（令和４年９月７日一部改正）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987120.pdf

告示の施行通達

・労働安全衛生規則第 12 条の５第３項第２号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について（令和４年９月７日付け基発 0907 第１号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987122.pdf

・第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等に関する告示の施行等について（令和４年 11 月 30 日付け基発 1130 第１号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001018473.pdf

・労働安全衛生規則第 577 条の２第３項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について（令和 4 年 12 月 26 日付け基発 1226 第４号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001030129.pdf

関係通知

・労働安全衛生法に基づく安全データシート（SDS）の記載に係る留意事項について（令和４年１月 11 日付け基安化発 0111 第２号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000945586.pdf

・労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について（令和４年５月 31 日付け基安化発 0531 第１号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000945419.pdf

・保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和４年 12 月 26 日付け基安化発 1226 第１号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001031069.pdf

・化学物質管理専門家の要件に係る作業環境測定士に対する講習ついて（令和５年１月６日付け基発 0106 第２号）

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001035560.pdf

報道発表資料

・化学物質による労働災害防止のための新たな規制について～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～（令和４年５月 31 日発表）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25984.html

・「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめを公表します（令和４年 11 月 21 日発表）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29245.html

・「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」に関する告示について（令和４年 11 月 30 日発表）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29393.html

・労働安全衛生規則に基づき作業記録等の 30 年間保存が必要ながん原性物質を定める告示を行いました（令和４年 12 月 26 日発表）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html

パブリックコメントで寄せられたご意見等について

・「「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集 について 」に対して寄せられた御意見等について（令和４年２月 24 日公表）

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000231621

・「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について（令和４年５月 31 日公表）

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000236452

・「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について（令和４年５月 31 日公表）

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000236381

・「「労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項、有機溶剤中毒予防規則第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則第二条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（案）」及び「粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（案）」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について（令和４年９月７日公表）

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000240714

・「労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（案）に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について（令和４年９月７日公表）
・「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（案）　に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について（令和４年 11 月 30 日公表）
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000244551
・「「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（案）」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について（令和４年 12 月 26 日公表）
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000245442

対象物質の一覧

・労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化対象物質リスト（令和４年２月 24 日改正政令公布、令和６年４月１日施行）
・労働安全衛生規則第 577 条の２の規定に基づき作業記録等の 30 年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和５年４月１日及び令和６年４月１日適用分）（令和５年１月５日更新）

参考資料

・職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書（令和３年７月 19 日公表）
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000945999.pdf
・化学物質の自律的管理におけるリスクアセスメントのためのばく露モニタリングに関する検討会報告書（令和４年５月　独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター）
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000945998.pdf
・令和４年度化学物質管理に係る専門家検討会中間とりまとめ（令和４年 11 月 21 日公表）
https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001015453.pdf

テキスト

・リスクアセスメント対象物製造事業場向け化学物質管理者テキスト（令和４年 12 月時点暫定版）
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001035443.pdf

※今後、告示・技術上の指針等の制定・改正を予定しており、そのため、現時点で未記載となっている項目や、大幅に記載内容の変更の可能性のある項目があります。講習の円滑な実施のために暫定版として公表しているものであり、実際の講習では令和５年３月頃公表予定の最終版を使用してください。

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。
・制度の内容に関する相談
・職場で使用する化学物質のラベルや SDS に関すること
・リスクアセスメントの実施方法等
相談先は、こちらをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html

****

[4] MOCA の製造・取扱業務を健康管理手帳の交付対象に追加しました

＜厚生労働省　2023 年１月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/content/001038609.pdf

MOCA　　３，３’－ジクロロ-４，４’-ジアミノジフェニルメタン（略称 MOCA、MBOCA）
・別名　「4,4'-メチレンビス（2-クロロアニリン）」、「ビス（4 - アミノ-3-クロロフェニル）メタン」　など
・CAS 番号 101-14-4

事業主・労働者の皆さまへ

MOCA※による尿路系腫瘍などを新たに追加

労災補償の対象となる疾病の範囲を定めた 職業病リスト を改正 MOCA※の製造・取扱業務を健康管理手帳の交付対象に追加しました

※３，３′－ジクロロ－４，４′－ジアミノジフェニルメタン

労災保険制度は、労働者の業務上の事由、または通勤による傷病などに対して、必要な保険給付を行うものです。この制度の補償対象となる疾病は「職業病リスト」で定めています。

「職業病リスト」は**「労働基準法施行規則別表第１の２」**（以下「別表第１の２」）と、これに基づく**厚生労働大臣告示**で構成されています。

厚生労働省では、「職業病リスト」を改正し、**MOCAにさらされる業務による尿路系腫瘍** などを新たに追加しました。**（令和５年１月18日施行）**

「職業病リスト」とは？

（１）「職業病リスト」は、業務上疾病の範囲を明確にすることで、以下の役割があります。

① 被災された方の労災補償に関する請求を容易にする

② 事業主の災害補償義務の履行を確保する

（２）業務と疾病との間に因果関係が確立していると認められた疾病が、「職業病リスト」に示されており、「職業病リスト」は、新しい医学的知見や疾病の発生状況などを踏まえ、定期的に見直しを行っています。

※「職業病リスト」に示されていない疾病でも、業務と疾病との間に因果関係が認められる場合には、労災補償の対象となります。

職業病リストについては、厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30055.html

新たに追加された疾病について

詳細は下記の報告書をご覧ください。

- 労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書（令和４年10月）
- 労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会検討結果報告書（令和４年３月）
- 脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（令和３年７月）
- 「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」報告書（令和２年12月）

報告書は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28397.html

＜新たに追加された疾病等は次ページ以降をご覧ください＞

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　都道府県労働局・労働基準監督署

新たに別表第１の２に追加された疾病は？

MOCAにさらされる業務による尿路系腫瘍

MOCAは、ウレタン樹脂の硬化剤で防水材や床材などに使用されています。
「別表第１の２」第７号11として、新たに追加しました。

参考：「別表第１の２」第７号
七　がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

1　ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
2　ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
3　四－アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
4　四－ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
5　ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん
6　ベリリウムにさらされる業務による肺がん
7　ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
8　石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
9　ベンゼンにさらされる業務による白血病
10　塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん
11　三，三′－ジクロロ－四，四′－ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務による尿路系腫瘍
12　オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がん
13　一・二－ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
14　ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん
15　電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
16　オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
17　マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
18　コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
19　クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
20　ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
21　砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
22　すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
23　１から22までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

業務での過重な負荷による「重篤な心不全」

業務での過重な負荷による脳・心臓疾患に「重篤な心不全」を新たに追加しました。
また、「解離性大動脈瘤」の表記を「大動脈解離」に改めました。

参考：「別表第１の２」第８号
八　長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）、重篤な心不全若しくは大動脈解離又はこれらの疾病に付随する疾病

MOCAの製造・取り扱い業務を健康管理手帳の交付対象業務に追加

健康管理手帳制度とは
労働安全衛生法に基づき、がんやその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事したことのある人で、一定の要件に該当する方に対し、離職の際または離職の後に、手帳を交付し、国の費用で健康診断を行う制度です。この制度の対象となる業務は、労働安全衛生法施行令第23条により定められています。

- 健康管理手帳の交付と健康診断の受診
  MOCAを製造し、または取り扱う業務に２年以上従事した経験を有する方は、離職の際または離職の後に、所轄の都道府県労働局に必要な書類を添えて手帳の交付申請を行い、手帳の交付を受けた後は、無償でこの業務に関する健康診断を受診することができます。受診の方法、回数等の詳細は都道府県労働局から通知されます。

- 施行日
  令和５年１月18日

参考：労働安全衛生法施行令第23条
十五　三，三′－ジクロロ－四，四′－ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の１パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
※すでに健康管理手帳の交付対象となっている業務は14業務あり、今回のMOCAの製造・取扱業務は15番目の対象業務となります。

新たに厚生労働大臣告示に追加等された化学物質による症状・障害は？

「別表第１の２」に基づく厚生労働大臣告示（平成25年厚生労働省告示第316号）では、化学物質による症状・障害を例示列挙しています。

新たに追加された化学物質による症状・障害

物　質	症状・障害	物質の主な用途
臭化水素	気道障害	医薬原料など
水酸化カルシウム	皮膚障害または前眼部障害	化粧品原料、食品添加物など
二酸化塩素	気道障害	漂白剤、消臭剤、殺菌剤など
２，２－ジクロロ－１，１，１－トリフルオロエタン	肝障害	エアゾール用噴射剤、発泡剤、冷媒など
チオグリコール酸アンモニウム	皮膚障害	パーマ液など
パラ－トルエンジアミン	皮膚障害	染毛剤など

すでに列挙されている化学物質に症状・障害を追加・変更したもの
※赤字で記載されているものが追加・変更された症状・障害

物　質	症状・障害	物質の主な用途
弗化水素酸（弗化水素を含む）	皮膚障害、低カルシウム血症、前眼部障害、気道・肺障害または組織壊死	フロンガスの製造、ガラス彫刻など
砒化水素	血色素尿、黄疸、溶血性貧血または腎障害	半導体の製造原料など
カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害または不整脈、血圧降下等の循環障害	肥料、農薬など
トリクロルエチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、視神経障害、三叉神経障害、末梢神経障害または肝障害	金属機械部品の脱油脂洗浄剤、染料・塗料溶剤など
沃化メチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、視覚障害、言語障害、協調運動障害等の神経障害またはせん妄、躁状態等の精神障害	有機合成原料、殺虫剤など
ニトログリセリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状または狭心症様発作	ダイナマイトの製造、医薬品など

都道府県労働局「労災補償課」連絡先一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町２－４－２５　青森合同庁舎	017(734)4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通１－９－１５　盛岡第２合同庁舎	019(604)3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町１　仙台第４合同庁舎	022(299)8843
秋田	010-0951	秋田市山王７－１－３　秋田合同庁舎	018(883)4275
山形	990-8567	山形市香澄町３－２－１　山交ビル	023(624)8227
福島	960-8021	福島市霞町１－４６　福島合同庁舎	024(536)4605
茨城	310-8511	水戸市宮町１－８－３１　茨城労働総合庁舎	029(224)6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町１－４　宇都宮第２地方合同庁舎	028(634)9118
群馬	371-8567	前橋市大手町２－３－１　前橋地方合同庁舎	027(896)4738
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心１１－２　ランド・アクシス・タワー	048(600)6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央４－１１－１　千葉第２地方合同庁舎	043(221)4313
東京	102-8306	千代田区九段南１－２－１　九段第３合同庁舎	03(3512)1617
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通５－５７　横浜第２合同庁舎	045(211)7355
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町１－２－１　新潟美咲合同庁舎2号館	025(288)3506
富山	930-8509	富山市神通本町１－５－５　富山労働総合庁舎	076(432)2739
石川	920-0024	金沢市西念３－４－１　金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福井	910-8559	福井市春山１－１－５４　福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内１－１－１１	055(225)2856
長野	380-8572	長野市中御所１－２２－１　長野労働総合庁舎	026(223)0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町５－１３　岐阜合同庁舎	058(245)8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町９－５０　静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛知	460-0008	名古屋市中区栄２－３－１　名古屋広小路ビルヂング	052(855)2147
三重	514-8524	津市島崎町３２７－２　津第２地方合同庁舎	059(226)2109
滋賀	520-0806	大津市打出浜１４－１５　滋賀労働総合庁舎	077(522)6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町４５１	075(241)3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前４－１－６７　大阪合同庁舎第２号館	06(6949)6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町１－１－３　神戸クリスタルタワー	078(367)9155
奈良	630-8113	奈良市法蓮町１６３－１　新大宮愛正寺ビル	0742(32)1910
和歌山	640-8581	和歌山市黒田２－３－３　和歌山労働総合庁舎	073(488)1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安２－８９－９	0857(29)1706
島根	690-0841	松江市向島町１３４－１０　松江地方合同庁舎	0852(31)1159
岡山	700-8611	岡山市北区下石井１－４－１　岡山第２合同庁舎	086(225)2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀６－３０　広島合同庁舎第２号館	082(221)9245
山口	753-8510	山口市中河原町６－１６　山口地方合同庁舎２号館	083(995)0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内６－６　徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香川	760-0019	高松市サンポート３－３３　高松サンポート合同庁舎北館	087(811)8921
愛媛	790-8538	松山市若草町４－３　松山若草合同庁舎	089(935)5206
高知	781-9548	高知市南金田１－３９	088(885)6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東２－１１－１　福岡合同庁舎新館	092(411)4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央３－３－２０　佐賀第２合同庁舎	0952(32)7193
長崎	850-0033	長崎市万才町７－１　ＴＢＭ長崎ビル	095(801)0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日２－１０－１　熊本地方合同庁舎Ａ棟	096(355)3183
大分	870-0037	大分市東春日町１７－２０　大分第２ソフィアプラザビル	097(536)3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東３－１－２２　宮崎合同庁舎	0985(38)8837
鹿児島	892-0842	鹿児島市東千石町１４－１０　天文館ＮＮビル	099(223)8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎	098(868)3559

職業病リストの改正について、詳しくは最寄りの都道府県労働局
または労働基準監督署にお問い合わせください。

※健康管理手帳については最寄りの都道府県労働局の労働基準部健康(安全)課にお問い合わせください。
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html

職業病や労災保険給付などに関する一般的なご質問は、こちらでも受け付けています。
労災保険相談ダイヤル：0570-006031 (平日8:30～17:15)
※ご利用には通話料がかかります。

（Ｒ５.１）

****

[5] 石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（令和５年１月 12 日基発 0112 第２号）

＜厚生労働省　2023 年１月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230116K0020.pdf

基発 0112 第２号
令和５年１月 12 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第２号。以下「改正省令」という。）が令和５年１月 11 日に公布され、令和８年１月１日から施行される。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

１　趣旨

建築物等（建築物、工作物及び船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の解体又は改修の作業（以下「解体等の作業」という。）における石綿へのばく露による健康障害の防止に関しては、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 134 号）等が令和２年 10 月１日から順次施行されているところである。

今般、工作物の解体等の作業を行う際の事前調査（石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第３条第１項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査をいう。以下同じ。）を行う者の要件等について、所要の改正を行った。

２　改正の要点

工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の要件等（第３条第４項及び第７項関係）

（１）事業者は、工作物に係る事前調査について、石綿等が使用されているおそれが高い工作物の解体等の作業及び塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業については、石綿則第３条第３項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせることを義務付けたこと。

（２）事業者は、工作物の解体等の作業に係る事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名を記録し、当該記録及び（１）の事前調査を行った場合においては、当該調査を行った者が（１）の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しを３年間保存することを義務付けたこと。

３　細部事項

（１）工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の資格要件を設ける対象（第３条第４項関係）

① 本項の工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の資格要件を設ける対象は以下のとおりであること。

ア　特定工作物（石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和２年厚生労働省告示第 278 号）に掲げる工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、石綿則第４条の２に規定する事前調査結果の報告対象となる工作物））の解体等の作業

イ　特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業

② 本項の「塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業」には、塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等が含まれるものであること。

（２）工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件（第３条第４項及び第７項第 11 号関係）

本項の工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件は、別途告示において定めること。

４　施行日

改正省令は令和８年１月１日から施行することとしたこと。

****

[6] ***環境関連法改正情報***

◇環境関連法改正情報（2022 年 12 月分）を更新しました

＜産業環境管理協会(JEMAI)　2023 年 1 月 25 日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/

****

[7] 令和３年度公共用水域水質測定結果及び地下水質測定結果

◇13 都府県 81 地点で目標値超　有機フッ素化合物、環境省

＜共同通信　2023 年 1 月 24 日＞　https://nordot.app/990597480287059968

環境省は 24 日、泡消火剤などに含まれ、有害性が指摘されている有機フッ素化合物「PFOS」「PFOA」が全国 13 都府県の河川や地下水など 81 地点で国の暫定目標値を超えていたと発表した。同省は目標値を超えた水の多くは飲料用ではなかったとしているが、長期間の飲用で健康に害を及ぼす恐れがあるとして、各自治体や井戸の所有者に注意を呼びかける。

水質汚濁防止法に基づく調査で、都道府県が地下水や河川などの地点で水質汚染がないかどうかを調べる。環境省がPFOSとPFOAを要監視項目に指定したことを受け、31都道府県が2021年度に1133地点で調査。同省が取りまとめた。

◇令和３年度公共用水域水質測定結果及び地下水質測定結果について

＜環境省　2023年1月24日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01089.html

水質汚濁防止法に基づき、国及び地方公共団体が実施した令和３年度の公共用水域及び地下水の水質の測定結果を取りまとめました。

公共用水域水質測定結果では、人の健康の保護に関する環境基準については、99.1%の地点で基準を達成しています。また、生活環境の保全に関する環境基準のうちBOD又はCODの達成率については、河川で93.1%、湖沼で53.6%、海域で78.6%となっています。

地下水質測定結果では、令和３年度の全体の地下水の環境基準達成率は94.8%（前年度 94.1%）でした。併せて、令和３年度末までに都道府県等が把握した地下水汚染事例に関する実態把握調査結果を取りまとめました。

令和２年５月に要監視項目に設定された PFOS 及び PFOA については、環境省に報告のあった 31 都道府県、1,133 地点の調査結果をとりまとめまし た。

共通

背景

水質汚濁防止法第15条第１項及び第２項並びに第16条に基づき、国及び地方公共団体では、毎年度、公共用水域水質及び地下水質の測定を実施し、環境基準の達成状況等を確認しています。

公共用水域水質測定結果

測定内容の概要

（１）人の健康の保護に関する項目（健康項目）；27項目

・ 測定地点数及び検体数；5,268地点、188,551検体

（２）生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）；13項目

・ 類型指定水域数、測定地点数及び検体数；3,359水域、7,019地点、458,103検体

測定結果の概要

（１）人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

・ 27項目の環境基準達成率は99.1%（前年度99.1%）となりました。

（２）生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

① 河川

・ ＢＯＤについて、類型指定水域（2,577水域）における環境基準達成率は、93.1%（前年度93.5%）となりました。

・ 水生生物保全に係る環境基準項目について、類型指定水域における環境基準達成率は、全亜鉛で98.2%、ノニルフェノールで100%、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下「LAS」という。）で99.9%となりました。

② 湖沼

・ ＣＯＤについて、類型指定水域（192水域）における環境基準達成率は、53.6%（前年度49.7%）となりました。

・ 全窒素及び全燐について、類型指定水域（123 水域）における環境基準達成率は、52.8%（前年度52.8%）となりました。

・ 水生生物保全に係る環境基準項目について、類型指定水域における環境基準達成率は、全亜鉛で99.1%、ノニルフェノールで100%、LAS で100%となりました。

③ 海域

・ ＣＯＤについて、類型指定水域（590 水域）における環境基準達成率は、78.6%（前年度80.7%）となりました。

・ 全窒素及び全燐について、類型指定水域（152 水域）における環境基準達成率は、90.8%（前年度88.1%）となりました。

・ 水生生物保全に係る環境基準項目について、類型指定水域における環境基準達成率は、全亜鉛で100%、ノニルフェノールで100%、LAS で100%となりました。

測定結果の詳細

・ 令和３年度公共用水域水質測定結果の詳細は、以下の環境省ホームページに掲載しています。

http://www.env.go.jp/water/suiiki/index.html

・ 水環境に関する総合的な情報を以下のサイトで紹介しています。

https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/index.asp

<u>地下水質測定結果</u>

測定・調査内容の概要

令和３年度地下水質測定結果

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている28項目

・ VOC（揮発性有機化合物。テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等 13 項目）

・ 重金属等（砒素、ふっ素、鉛等 11 項目）

・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 など

地下水汚染事例に関する実態把握調査結果

令和３年度末までに都道府県等が把握している環境基準を超える値が検出されたことがある地下水汚染事例

測定・調査結果の概要

令和３年度地下水質測定結果

（１）概況調査：

地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査です。3,000本の井戸で調査が行われ、環境基準の達成率は94.8%（前年度94.1%）※でした。測定項目別では砒素の環境基準超過率が最も高く、2.4%でした。

※何らかの項目で環境基準を超過した地点の割合が5.2%（前年度5.9%）

（２）汚染井戸周辺地区調査:

発見された汚染の範囲を確認するために実施する調査です。801本の井戸で調査が行われ、基準超過の井戸数が最も多いのは、砒素で、次いでふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素でした。

（３）継続監視調査:

汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うための調査です。4,037本の井戸で調査が行われ、基準超過の井戸数が最も多いのは、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で、次いで砒素、テトラクロロエチレンでした。

地下水汚染事例に関する実態把握調査結果

全事例数は9,097件となりました。VOC 事例は2,710件、重金属等事例は2,596件、硝酸・亜硝酸事例は3,616件でした。超過事例件数が最も多かったのは硝酸・亜硝酸（1,940件）、次いで砒素（1,074件）、テトラクロロエチ

レン（522件）でした。

汚染原因が特定又は把握された事例4,968件について、主な汚染原因は以下のとおりです。

・VOC 事例：工場・事業場、廃棄物
・重金属等事例：自然的要因、工場・事業場、廃棄物
・硝酸及び亜硝酸事例：過剰施肥、生活排水の地下浸透、家畜排せつ物の不適正処理

測定・調査結果の詳細

令和３年度地下水質測定結果の詳細は、以下の環境省ホームページに掲載しています。

https://www.env.go.jp/water/chikasui/index.html

PFOS 及び PFOA のとりまとめ結果

調査結果の概要

令和３年度水質測定結果における公共用水域及び地下水の測定地点は 31 都道府県、1,133 地点(河川:703 地点、湖沼：29 地点、海域：84 地点、地下水：317 地点）であり、その内、指針値（暫定）（合算で 50ng/L）を超過した地点は 13 都府県、81 地点 （河川：38 地点、湖沼：0 地点、海域：0 地点、地下水：43 地点）でした（詳細は別添資料参照)。

なお、指針値（暫定）の超過が確認された地点については、超過した水が飲用に供されないよう、都道府県等において必要に応じ、当該井戸の所有者等に対して指導・助言等を行うなど「PFOS 及び PFOA の対応の手引き」に基づき対応されている。

添付資料

令和３年度公共用水域及び地下水の PFOS 及び PFOA 調査結果一覧

https://www.env.go.jp/content/000106198.pdf

****

[8] ***農薬***

◇農薬「ピジフルメトフェン」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2023 年 1 月 19 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20221019189

◇農薬「ピリベンカルブ」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2023 年 1 月 19 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20221019190

****

[9] ***食品安全衛生関係***

◇輸入食品に対する検査命令の実施（タイ産アカワケギ（アカシャロット)、その加工品）

＜厚生労働省　2023年1月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30418.html

対象食品等	検査の項目	経緯
タイ産アカワケギ（アカシャロット）及びその加工品（簡易な加工に限る。）	ハロキシホップ	検疫所におけるモニタリング検査の結果、タイ産アカワケギ（アカシャロット）からハロキシホップを検出したことから、検査命令を実施するもの。

ハロキシホップについて

１．農薬（除草剤）

２．許容一日摂取量（人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量）は、体重１kg当たり0.0007 mg/日であり、急性参照用量（人が24時間または、それより短い時間の間の経口摂取により、健康に影響がないとする摂取量）は体重１kg当たり0.08 mgです。

３．現実的ではありませんが、体重 60 kg の人が、ハロキシホップが0.04 ppm残留したアカワケギ（アカシャロット）を毎日 １ kg摂取し続けたとしても、一生涯の平均的な摂取量が許容一日摂取量を超えることはなく、また、１日に120 kg摂取したとしても、急性参照用量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

◇コーデックス主要議題

＜厚生労働省・農林水産省・内閣府消費者庁　2023 年 1 月 6 日＞

https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/item/index.html

◇食品安全情報（化学物質） No.02 (2023)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2023 年 1 月 19 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2023/foodinfo202302c.pdf

○別添　→ http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2023/foodinfo202302ca.pdf

****

[10] *廃棄物関係*

◇使い捨てプラ禁止に日本は消極的　国際意識調査で最低

＜共同通信　2023 年 1 月 21 日＞　https://www.47news.jp/news/8838764.html

プラスチック汚染の削減に関する国際的な意識調査で、新たに策定予定の条約に「不可欠な用途以外の使い捨てプラの禁止」を盛り込むことが重要だと考える人が日本は 54％で、調査対象の 34 カ国で最低だったとの結果を環境団体などが 21 日までにまとめた。各国平均は 75％に上った。

プラごみ汚染防止のための条約は 2024 年末の合意を目指し国連の下で交渉中。ほかの厳しい対策でも日本は重視する割合が最も低く、消極姿勢が際立った。

プラ製品の大量製造国や対策に積極的な欧州など 34 カ国、計約 2 万人を対象に、市場調査会社イプソスと世界自然保護基金が昨年 8～10 月、アンケートした。

****

[11] *温暖化対策関係*

◇令和３年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等（一部追加・更新）の公表について

＜環境省　2023 年 1 月 24 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01075.html

地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における温室効果ガス排出量の算定に用いる令和３年度の電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数等について公表しましたので、お知らせします。

■概要

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、自らの温室効果ガス排出量を算定し、事業所管大臣に報告することが義務付けられています。

報告する温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量については、環境大臣及び経済産業大臣が公表する「基礎排出係数」及び「調整後排出係数」を用いて算定することとされています。

このうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定について、温室効果ガス算定排出量の算定においては、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第３号）第２条第４項に基づく基礎排出係数及び代替値（国が公表する電気事業者ごとの基礎排出係数及び実測等に基づく適切な排出係数を用いて算定することが困難な場合に代替する係数）を、また、調整後温室効果ガス排出量の算定においては、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）第20条の２に基づく調整後排出係数を、それぞれ用いることとされ、これらの排出係数は環境大臣及び経済産業大臣が公表するとされています。

今般、令和３年度の電気事業者の実績に基づく基礎排出係数及び調整後排出係数等について公表しましたので、

お知らせします。
添付資料
・電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）　－Ｒ３年度実績－　Ｒ５．１．２４環境省・経済産業省公表(PDF)
https://www.env.go.jp/content/000049975.pdf
・電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）　－Ｒ３年度実績－　Ｒ５．１．２４環境省・経済産業省公表(Excel)
https://www.env.go.jp/press/press_01075.html
****

[12] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（案)」に関する意見募集について
＜厚生労働省　2023年1月17日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220319&Mode=0

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案)」(農薬（イソピラザム等７品目）の残留基準の改正）に関する御意見の募集について
＜厚生労働省　2023年1月20日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220323&Mode=0

◇フェナミホスに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について
＜内閣府食品安全委員会　2023年1月18日＞
http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_no_fenamiphos_050118.html
---

◇酸化亜鉛に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について
＜厚生労働省　2023年1月20日＞
http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc2_no_zincoxide_050118.html

◇地域における太陽光発電の新たな設置場所（営農地・ため池・廃棄物処分場）活用事業補助金の追加公募開始について
＜環境省　2023年1月24日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01091.html
---

[公募結果、意見募集結果]

◇「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案に関するご意見の募集について」に対して寄せられたご意見について
＜厚生労働省　2023 年 1 月 18 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220195&Mode=1

◇「労働基準法施行規則別表第一の二第四号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件の一部を改正する件（案）に関する意見の募集について」に対して寄せられたご意見について
＜厚生労働省　2023 年 1 月 18 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220196&Mode=1

◇「「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の

一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について
＜厚生労働省　2023 年 1 月 18 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220219&Mode=1

◇日本鉄鋼協会、鉄鋼カーボンニュートラル研究助成で第１回・24 件採択。総額 4000 万円支給
＜鉄鋼新聞　2023 年 1 月 25 日＞　https://www.japanmetaldaily.com/articles/-/120162
****

[13] ***その他省庁発表***

◇令和４年度国公私立大学・短期大学入学者選抜実施状況の概要
＜文部科学省　2023 年 1 月 25 日＞　https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/1414952_00004.htm
****

[14] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和４年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する公開セミナーの開催について　　２月14日
＜環境省　2023年1月24日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01092.html
［第１部］
Scott Lynn 氏（米国環境保護庁（USEPA））
　USEPA が進めている内分泌かく乱物質スクリーニングプログラム(EDSP)の概要と進捗状況など。
［第２部］
長江 真樹氏（長崎大学）
　英国との国際的な協力のもとで得られたOECD 試験法の使用推奨魚種に関する研究成果など。
環境省環境保健部環境安全課
　「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応（EXTEND2022）」による取組みの概要など。
環境省環境保健部化学物質審査室
　化学物質審査規制法に基づくリスク評価の取組みなど。
環境省水・大気環境局農薬環境管理室
　農薬に関するリスク評価の取組みなど。
Laura Villamar-Bouza 氏（欧州食品安全機関(EFSA)）
　欧州で実施されている農薬の内分泌かく乱作用に係る評価や試験評価手法研究プログラムなど。

・第17回「化学物質と環境に関する政策対話」の開催について　　２月１日
＜環境省　2023年1月24日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01086.html
（１）　新時代の化学物質管理について
（２）　その他

・中央環境審議会　第19回大気・騒音振動部会、 第６回水環境・土壌農薬部会の合同開催について　１月30日
＜環境省　2023年1月24日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01080.html
（１）　今後の水・大気環境行政のあり方について（仮称）
（２）　その他

・光化学オキシダント植物影響評価検討会（第４回）の開催について　　１月30日
＜環境省　2023年1月24日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01079.html
（１）第３回光化学オキシダント植物影響評価検討会における主な指摘事項と対応
（２）日本の樹木へのオゾンの影響に係る科学的知見の整理結果
（３）日本の森林衰退とオゾンとの関係に係る科学的知見の整理結果

・第11回「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」を開催します　　１月31日
＜厚生労働省　2023年1月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/2r9852000001qmw0_00041.html
（１）精神障害の労災認定の基準について
（２）その他

・「第３回　産業保健のあり方に関する検討会」を開催します　　１月30日
＜厚生労働省　2023年1月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30417.html
（１）産業保健の現状と課題に関するヒアリング（中小企業を中心に）
（２）その他
・薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（第44回）の開催について（非公開）　　２月１日
＜内閣府　2023年1月24日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_amr_annai_44.html
（１）マルボフロキサシンを有効成分とする牛の注射剤（フォーシル）の承認に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について
（２）その他
・第２回医療放射線の適正管理に関する検討会　(2023.1.26)_資料　　１月 26 日
＜厚生労働省　2023年1月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000211244_00004.html
１　診療用放射線照射装置使用室に設置された CT エックス線装置の使用方法について（検討事項）
２ 特別措置病室に係る省令改正等について（報告事項）
３ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部改正について（報告事項）
・第70回厚生科学審議会感染症部会　開催案内　　1月27日
＜厚生労働省　2023年1月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30441.html
（１）新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて（案）
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 研究開発及び生産・流通部会）　　1月25日
＜厚生労働省　2023年1月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127716.html
(1) 海外のインフルエンザワクチンの製造株選定プロセス（案）について
(2) その他
・研究計画・評価分科会（第84回）の開催について　　1月31日
＜文部科学省　2023年1月24日＞
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/kaisai/1420288_00020.htm
1. 研究開発課題の評価について
2. 分野別研究開発プランの変更について
3. 分野別研究開発プログラム評価の試行について
4. その他
・地震調査研究推進本部 政策委員会 第87回調査観測計画部会の開催について　　1月31日
＜文部科学省　2023年1月24日＞　https://www.mext.go.jp/b_menu/gyouji/detail/1419348_00025.htm
(1) 令和5年度重点的調査対象活断層について
(2) 内陸で発生する地震の長期予測手法の高度化について
(3) その他
・学術分科会（第87回）の開催について　　2月9日
＜文部科学省　2023年1月25日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoHadaxeMpxlDbI
1. 最近の科学技術・学術の動向について
2. 各部会等の報告事項
3. 各部会等の審議状況について
4. 今後の学術研究の推進について
・科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会（第11期第8回）の開催について　　2月1日
＜文部科学省　2023年1月25日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agoHadaxeMpxlDbK
1. 令和４年度第２次補正予算及び令和５年度予算案について
2. 第１１期研究費部会における審議のまとめについて
3. その他

[開催記録、報告、資料等]

・薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会　議事録　　12 月 12 日
＜厚生労働省　2023 年 1 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_dOIUgTdKiVG_aBY
(1) 遺伝子組換え食品等及びゲノム編集食品等の審査・届出の状況（報告）
(2) いわゆる「健康食品」との関連が疑われると報告がなされた健康被害情報の取扱いについて
(3) その他
・第70回厚生科学審議会感染症部会資料
＜厚生労働省　2023年1月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30440.html
　　新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて（案）
****
[15] ***その他***
◇***インフルエンザ、感染症関係***
・サル痘の患者の発生について
＜厚生労働省　2023年1月25日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30442.html

・滋賀県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 61 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2023 年 1 月 24 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230124.html
・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑い事例、静岡県浜松市）
＜環境省　2023 年 1 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00090.html
・広島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内63例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2023年1月25日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230125.html
・埼玉県狭山市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内50例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023年1月25日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230125_1.html
・群馬県前橋市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内52例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023 年 1 月 25 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230125_2.html
---
◇***その他***
・学術会議改革、法改正の中止要求　大学教授らが 1200 人の名簿提出
＜朝日新聞　2023 年 1 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR1S5GB6R1SUTIL01C.html
　政府による日本学術会議の組織改革法案に反対する大学教授らが 24 日、国会内で記者会見し、法改正をただちに中止すべきだとする声明を発表した。声明と賛同する研究者ら 1200 人の名簿を、内閣府の担当職員に手渡した。
　声明を出したのは大学教授らでつくる「大学の危機をのりこえ、明日を拓（ひら）くフォーラム」（大学フォーラム）。声明は改革法案について「学術会議の自律性に対する政治的介入が意図されている」と指摘。「独立性が尊重されるべき機関や組織を人事を通じて支配しようとする近年の歴代政権の志向の重大な事例」と批判し、法改正に向けた作業の中止を求めている。
　会見した小森田秋夫・東京大名誉教授は「国の機関でありながら独立して職務を執行する学術会議のような存在を政府が受け入れられないところに、問題の根源がある」と指摘。本田由紀・東京大教授は「マイノリティーの権利など、自民党政権が対応が遅れたまま是正しようとしない問題に対し、学術会議は社会に必要な数多くの提言を行った。誤った政府への同調を強要するのは独裁国家のやり方だ」と批判した。
　大学フォーラムは、大学の自治や学問の自由など大学が直面する危機に取り組むためとして、ノーベル化学賞受賞者の白川英樹・筑波大名誉教授や日本学術会議元会長の広渡清吾・東京大名誉教授らが 2019 年に結成した。

・ガバナンス改革に私大不満も　「評議員と理事の兼任禁止」4 割超反対
＜朝日新聞　2023 年 1 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR1R46M2R1DUSPT00L.html
文部科学省は昨年、大学運営に影響を及ぼす制度の改正を進めた。昨秋に「大学設置基準」を改正し、教員を柔

軟に配置しやすい仕組みなどを導入。私立大の不祥事を減らす目的でまとめた私立学校法改正案は、通常国会への提出を目指して準備を進めている。それぞれの改正の内容をどう評価するのか。朝日新聞と河合塾の共同調査で、各大学の学長に尋ねた

文科省は、医学部の不正入試や日本大などの不祥事を受け、私立大の不祥事を減らす目的で私立学校法を改正しようとしている。改正法案は、通常国会への提出を目指して準備を進めている。

問題を起こした私立大では、理事長や理事会の暴走が目立った。このため学校法人のガバナンス（統治）を強化するため、理事長の諮問機関である評議員会が、理事会をチェックする機能を強化する点が柱となる。

共同調査では、文科省が設置した有識者会議が昨年3月に公表した、改める点など11項目について、私大の学長に賛否を尋ね、485大学から回答を得た。

・異次元の大学改革　″前回犠牲者″の40代置き去り

大学の「卓越した研究」？　就職氷河期世代が思うこと

＜毎日新聞　2023年1月25日＞　https://mainichi.jp/articles/20230123/k00/00m/040/139000c

---

・石原 俊　大学ファンドと国際卓越研究大学がもたらすもの――戦後大学史上、第4の衝撃

＜中央公論　2023年1月25日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/5716ba1d6ba9c2d0b2d41aec5dc73933eb6674dc

********** 以上 **********